

仕 様 書

1. 業務名

太子町及び千早赤阪村の各給食センターに係る再編等可能性調査業務委託

2. 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年12月28日までとする。

3. 目的

太子町及び千早赤阪村では、太子町立学校給食センター及び千早赤阪村立学校給食センターにおいて、小中学校等へ給食を提供し、児童生徒の健康増進と体位の向上を図ることはもちろんのこと、望ましい食習慣の形成に寄与してきた。

しかしながら、両施設は、建設から30年以上が経過しており、老朽化の進行に伴い、適切な修繕・維持管理・運営に要する費用が増加し、住民一人当たりの負担が増加することが懸念される。

また、今後、太子町及び千早赤阪村の児童・生徒数が大きく減少することに伴い、両施設の調理能力からみた稼働率は著しい低下が見込まれる。

このような背景から、学校給食を将来にわたって安定的に提供するため、給食センターの効率的なあり方を検討する必要がある、令和5年5月に設置した「南河内地域2町1村未来協議会」において、太子町、河南町及び千早赤阪村(以下、2町1村という。)が連携して給食センターのあり方について検討を進めており、このたび、再編等の可能性について調査を行うもの。

【(参考)南河内地域2町1村未来協議会

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o040060/shinko/miraikyougikai/index.html>】

4. 調査対象自治体

太子町及び千早赤阪村(以下、対象自治体という。)

※ただし、太子町及び千早赤阪村と隣接する河南町を含めた給食センターの再編等可能性を調査する。

5. 業務内容(想定)

2町1村の費用負担及びその他のコストを抑えつつ、より効率的で持続的な給食センターの運営や維持管理を実現する広域連携スキームの構築と実装を目指し、以下の事項について、調査、分析、評価(定性・定量的)、資料作成等を含めた効果的かつ効率的と考察される提案を行うものとする。

なお、(8).②～④については2町1村の合意形成に向けた対応方針を提案するものとする。

(1). 現状調査・課題整理

- ① 各学校給食センターの現状調査(立地状況、施設規模、能力調査、運営状況(運営方法、衛生管理基準との適合性、アレルギー対応など)など)
- ② 稼働率の算出・推計
- ③ 必要給食数の算出・推計
- ④ 各学校給食センターの課題整理 など

(2). 建替え(集約化)を想定した場合における事業計画地及び施設計画の検討

- ① 施設規模及び敷地面積の想定
- ② 立地条件(法規制、土地取得・造成コスト、インフラ条件、周辺環境への影響など)の整理
- ③ 必要となる機能・設備等の整理
- ④ 建設概算事業費の算定 など

(3). 建替え(単独運営)を想定した場合における事業計画地及び施設計画の検討

- ① 施設規模及び敷地面積の想定
- ② 立地条件(法規制、土地取得・造成コスト、インフラ条件、周辺環境への影響など)の整理
- ③ 必要となる機能・設備等の整理
- ④ 建設概算事業費(団体ごと)の算定 など

(4). 施設改修(集約化)を想定した場合における改修計画の検討

- ① 改修候補となる施設の選定
- ② 必要となる機能・設備等の整理
- ③ 建設概算事業費の算定 など

(5). 施設改修(単独運営)を想定した場合における改修計画の検討

- ① 必要となる機能・設備等の整理
- ② 建設概算事業費(団体ごと)の算定 など

(6). 給食センターの運営や維持管理における効率的な広域連携スキームの調査、研究、検討及び構築

- ① 地方自治法上の広域連携手法の比較検討
- ② 広域連携組み合わせの比較検討
- ③ 先進・参考事例の調査・研究 など

(7). 集約時と単独運営時の事業費の比較※1

- ① 「集約時」と「単独運営時」における運営費の比較

② 「集約時」と「単独運営時」における修繕費の比較 など

(8). 集約時における各種検証、対応方針の提案※1

- ① 配送ルート・配送計画の検討及び配送所要時間の試算
- ② 食物アレルギー(代替食、除去食対応など)への対応方針の提案
- ③ 地産地消への対応方針の提案
- ④ 食育への対応方針の提案 など

(9). その他

- ① 対象自治体が必要と認める検討項目※2について調査、各種検証、対応方針の提案
- ② 事業者や関係団体・関係者(献立作成委員会構成員など)への意見聴取 など

※1 集約時は「建替えを伴う集約化」、「施設改修を伴う集約化」及び「既存施設を維持した上で集約化」といった想定されうるパターンを全て考慮するものとする。

※2 業務履行にあたっては対象自治体と受託者間において、協議を執り行うものとする。

6. 秘密保持

受託者は、本業務を行う上で知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

7. 成果品

受託者は、本業務を完了した時は、次のとおり成果品を提出しなければならない。なお、成果品に係る権利は対象自治体に帰属するものとする。

- (1). 業務報告書(議事録、資料等含む) 4部
- (2). 業務報告書概要版 4部
- (3). 上記電子データ(CD-RもしくはDVD-R) 4枚
- (4). その他

※(1)~(4)はチューブファイル綴じにして提出すること。

8. その他

- (1). 受託者は、成果品(業務過程におけるデータ等を含む)について、対象自治体の承諾を得ずに公表又は第三者へ提供してはならない。
- (2). 受託者は、本業務の全部を一括して再委託してはならない。また、受託者が本業務の一部について再委託しようとする場合は、あらかじめ対象自治体の承認を得なければならない。
- (3). 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務の実施上必要と認められる事項については、対象自治体と協議の上、必要と認められる事項は実施すること。

(4). 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。